

特定贈与信託成約事例

【ポイント】

- ①特別障がい者の長男は不動産経営に関わることなく、定期的に配当が得られる。
- ②F様の相続税対策としても有効

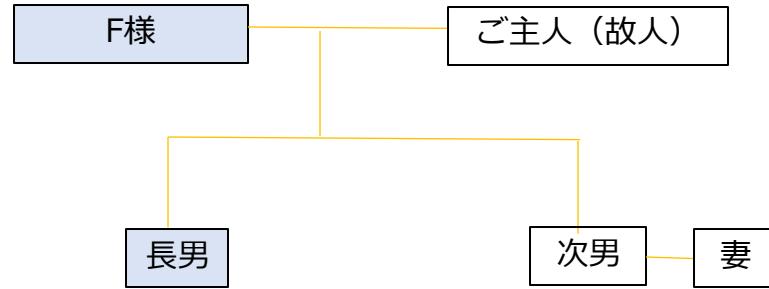
F様は80歳前半であり、複数の所有不動産の運営管理は次男が行っていた。また顧問税理士より、F様の相続税評価は現状だと税率が40%であり、対策が必要であると言われていた。

またF様の長男は特別障がい者（身体障がい1級）であり、F様は長男の今後の生活についても悩んでいた。



特定贈与信託を利用して、駐車場を信託し、受益者を長男に設定。**長男は不動産経営に関わる事なく、定期的に配当を得られることになった。**

また特定贈与信託を利用する事で贈与額6,000万円を限度に贈与税が非課税となる為、**F様の相続財産額も下がり、相続税を約2,000万円圧縮する事が出来た。**



* 本内容は一般的な説明の例示です。不動産信託を活用する場合は、契約締結時および契約期間中は、所定の信託報酬のお支払いが必要です。法定相続人以外の方が遺贈を受ける場合は、相続税額が20%加算されます。本文書に記載された内容の実施につきましては、税理士等の専門家とご相談下さい。* 詳しくは、信託法第90条・第91条をご確認下さい * 遺留分減殺請求権は排除できません